

目白研心中学校・高等学校同窓会々則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、目白研心中学校・高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を学校法人目白学園内に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦と向上を図り母校の発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会報の発行
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員、役員および顧問

(会 員)

第5条 本会の会員は次の卒業生とする。

旧研心学園、旧目白商業学校、旧目白女子商業学校、旧桐ヶ丘中学校、旧目白学園高等学校、目白研心高等学校更に学園姉妹校である旧延岡実践女学校を含むものとする。

(名誉会員および顧問)

第6条 本会の発展に功績のあった者を理事会の議を経て名誉会員および顧問として置くことができる。

第7条 本会会員でその名誉を毀損する行為ありと認められた時、会長は理事会において審議し、これを除名することができる。

(名誉会長)

第8条 母校校長を名誉会長に推す。名誉会長は重要な会務について会長の諮問に応ずる。

(役 員)

第9条 本会の運営を円滑に行うため次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 | 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 会 計 | 2名 | 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 理 事 | 若干名 | 6. 幹 事 | 若干名 |
| 7. 監 査 | 2名 | | |

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会 長 総会において選任する
2. 副 会 長 会長これを指名する
3. 会 計 会長これを指名する
4. 事務局長 会長これを指名する
5. 理 事 総会において選任する
6. 幹 事 各卒業年度より会長これを指名する
7. 監 査 総会において選任する
8. 顧 問 本会に特別の功労のあった者を理事会で推薦する

(役員任期)

第11条 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし原則として会長は75歳を越えないものとする。(任期中に年齢に達した場合は任期終了までとする)

第三章 会 務

(役員の仕事)

第12条 役員は、それぞれの職務を担当する。

1. 会長は、本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、職務を代行する。
3. 会計は本会の会計事務を担当する。
4. 事務局は本会の事務を担当する。
5. 理事長は会長が兼任し、理事会を構成し会務を執行する。
6. 監査は会計監査を行い、監査結果を報告する。
7. 顧問は、本会の重要な会務について会長の諮問に応ずる。顧問は原則として本会の役員を兼ねる事はできない。

(総 会)

第13条 1. 総会は毎年一回行うものとする。(ただし会報等の紙上総会も含む)
2. 紙上総会の場合を除き、総会に議長を置き、総会で選出する。
3. 理事会において必要と認められた時は臨時に総会を開く。理事会の承認として緊急の請求があった場合に、会長は遅滞なくこれを招集する。
4. 報告事項以外の重要事項の承認は、住所が判明する会員総数の1%以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。(ただし、委任状を含む)総会は次の事項を審議する。

- (1) 本会が行う事業の報告と承認
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) その他理事会で重要と認められた事項の承認

(総会の決議・定足数)

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会は会長、副会長、会計、事務局長を含む理事をもって構成され、理事長である会長が招集し、会務を執行する。

第四章 会 計

(会 計)

第16条 本会の経費は、入会金、終身会費および寄付金をもってこれにあてる。

会員は、卒業年度に入会金 5,000 円、終身会費 20,000 円合計 25,000 円を納入する。

(経費の用途)

第17条 本会の資産は、第4条の目的以外に使用してはならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算の執行)

第19条 本会の予算執行は、すべて会長の承認を得て行うものである。

緊急やむを得ない場合は、会長の判断で予算額を超えて支出することができる。

この場合は、理事会の追認を受けなければならない。

(監 査)

第20条 本会の会計を監査し、総会において報告するものとする。

第五章 積立金

- 第21条 1. 原則として会費収入の中から毎年理事会で決定した一定額を別途積立金として積み立てる。
2. 積立金の運用は、理事会の議決を得て、会長がこれを行う。

附 則

本会の会則は、総会の決議によって改正することができる。

本会則は令和2年10月25日より実施する。

昭和32年9月29日制定執行

昭和37年10月14日一部改正

昭和58年5月29日改正

平成5年4月1日改正

平成7年6月1日改正

平成8年6月1日改正

平成11年6月6日改正

平成17年6月5日改正

平成21年6月7日改正

令和2年10月25日改正